

告示第93号

南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年12月23日

南箕輪村長 藤城 栄文

南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南箕輪村犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第19号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、犯罪等に起因して日常生活に支障が生じている犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるように、犯罪被害者等に日常生活支援に要する費用を助成することに対して、予算の範囲内で南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 条例第2条第1項第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）

イ 犯罪被害者の2親等以内の親族

(5) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の２親等以内の親族

(6) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が１か月以上で、かつ、３日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が１か月以上で、かつ、３以上の労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。

(7) 村民 条例第２条第４号に定める村民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき南箕輪村の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず南箕輪村の住民基本台帳に記録されず村内に居住する者であると村長が認める者をいう。

（対象者）

第３条 この要綱の規定による助成金の交付対象となる者は、次条の表に規定する支援を受ける時及び第６条に規定する申請をする時において、村民である者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者

(2) 遺族

(3) 家族

（助成の種類、助成の内容及び助成の額等）

第４条 助成の種類、助成の内容、助成の額等は、次のとおりとする。

助成の種類	助成の内容	助成の額等
家事、育児及び介護支援	犯罪被害を受けたことにより日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が次に掲げるサービスを利用する場合に要した費用の実費額を助成 (1)家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助 (2)育児援助 保育園、幼稚園等の送迎、保育その他必要と認められる育児援助 (3)介護援助 介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる介護援助	１時間につき5,000円を限度とし、通算で72時間を限度とする。
配食支援	犯罪被害を受けたことにより外出が困	１人１日につき

	難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスを利用する場合に要した費用の実費額を助成	1,000円を限度とする。 ただし、利用の初日から起算して30日を限度とする。
一時保育支援	犯罪被害を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合に要した費用の実費額を助成	1回につき3,000円を限度とし、かつ、通算で10回を限度とする。
転居支援	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来たすおそれや二次被害（条例第2条第6号に規定する二次被害をいう。）若しくは再被害（同条第7号に規定する再被害をいう。）を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限る。）が、転居する場合に要した費用の実費額を助成。ただし、他の地方公共団体から同種の支援を受けていないこと。	1回につき20万円を限度とし、かつ、通算で2回を限度とする。
カウンセリング等支援	犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことによる精神的な被害の軽減又は回復のために公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療を受ける場合に要した費用の実費額を助成	1回につき5,000円を限度とし、かつ、通算で10回を限度とする。
報道対応支援	犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことによる報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合に要した費用の実費額を助成	通算で23万円を限度とする。
弁護士相談支援	犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士に相談する場合に要した費用の実費額を助成	1回につき5,000円を限度とし、かつ、通算で3回を

		限度とする。
--	--	--------

(助成金を交付しないことができる場合)

第5条 村長は、次に掲げる場合には、助成金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で助成金の交付を受けることができる立場であった場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合

（ア） 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められる場合

（イ） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（ウ） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする遺族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下「助成金交付対象遺族」という。）は、南箕輪村犯罪被害者等日

常生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を村が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 助成金交付対象遺族が申請時において、村内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 助成金交付対象遺族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 助成金交付対象遺族が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び助成金交付対象遺族の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする犯罪被害者又は家族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を村が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
- (2) 犯罪被害者又は家族が申請時において、村内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、村長が認めたときは、第1項各号又は前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

（申請期限）

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から1年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があった日から1年以内）とする。この場合において、当該申請は、支援を受けた日の属する年度ごとに行わなければならない。

2 前項前段の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する犯罪被害者等に対するカウンセリング等支援を受けた者が行うカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。

3 第1項前段の規定にかかわらず、転居支援に係る2回目の申請の期限は、1回目の転居日から起算して1年以内とする。

4 前3項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると村長が認めるときは、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 村長は第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、速やかに、南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。

3 村長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、第1項に規定する助成金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）後においても適用があるものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、交付決定を受けた者がこの要綱に定める助成金の交付の資格を有しないことが判明したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

2 村長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は、村長が定める日までに助成金を返還しなければならない。

(相談窓口の設置)

第11条 条例第7条第1項に規定する窓口は、住民環境課に設置する。

(補足)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月23日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金申請書兼請求書

南箕輪村長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話
犯罪被害者との続柄

申請内容	☐ 家事、育児及び介護支援 ☐ 配食支援 ☐ 一時保育支援 ☐ 転居支援 ☐ カウンセリング等支援 ☐ 報道対応支援 ☐ 弁護士相談支援
申請履歴	同一事件でこれまでに助成金の申請をしたこと ☐ 有 ☐ 無 有の場合（ ）

種 類	金 額
家事、育児及び介護支援	円
配食支援	円
一時保育支援	円
転居支援	円
カウンセリング等支援	円
報道対応支援	円
弁護士相談支援	円
合 計	円

3 申請内容

種類	理由・金額等		
家事、育児 及び介護 支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用時間	時間	
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日	
配食支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日	
一時保育 支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
	保育対象者	氏名 (歳) 申請者との続柄 ()	
転居支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
	利用日	1回目： 年 月 日	2回目： 年 月 日
カウンセ リング等 支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日	
	他の地方公共団体が実施する制度の利用	☐ 有 (年 月 日～ 年 月 日) ☐ 無	
報道対応 支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	
弁護士相 談支援	必要とする理由		
	費用	円	
	利用数	回	

4 助成金の交付に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を村が保有する公簿等により確認することについての同意の有無

☐同意します ☐同意しません

- 5 助成金の交付に係る審査に際し、村が関係者及び警察その関係機関への照会を行うことについての同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません

6 振込口座

金融機関名			
支店名			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座は申請者本人の名義に限ります。

- 7 添付書類（□のある欄は、該当する項目□にレ印を付してください。）

(1) 申請者が遺族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
	☐	申請者が申請時において、村内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	☐	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
が該必要な書類場合に添付	☐	申請者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実が確認できる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）

(2) 申請者が犯罪被害者（その犯罪被害が重傷者である者に限る。）又は家族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養機関、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
	☐	申請者が申請時において、村内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 共通

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	☐	対象経費の内容が確認できる書類
	☐	支払が確認できる書類

8 各種要件等

助成除外理由	私は、次の事項に該当しません。	
	☐	犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む）があった。
	☐	当該犯罪被害につき、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した。
	☐	当該犯罪被害につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為があった。
	☐	犯罪被害者、遺族又は家族が、暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であった。

様式第2号（第6条関係）

犯罪被害申告書

年 月 日

南箕輪村長 様

申告者 住 所
氏 名
被害者との続柄
電 話

南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金支給要綱第6条の規定により、次のように申告します。

1 犯罪被害の概要

ふりがな			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日			
犯罪被害者の住所			
犯罪被害が発生した日			
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	判明していない場合は、記載不要		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有・無	届出警察署	警察署
被害届提出日			

※犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日

2 情報提供の同意

助成金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、村が調査し、警察等関係機関が提供することの同意の有無

☐ 同意します ☐ 同意しません

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

南箕輪村長

南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金について、次のとおり決定したので、南箕輪村犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

☐ 支給

家事、育児、介護支援費	円
配食支援費	円
一時保育支援費	円
転居支援費	円
カウンセリング等支援費	円
報道対応支援費	円
弁護士相談支援費	円
合 計	円

※支給を決定した見舞金は、先に申出のあった預金口座に振り込みます。

☐ 不支給

理 由	
-----	--